毎週月.水. 金曜日発行

号 外(2)

目 次 選挙管理委員会告示 ○ポスター掲示場の設置等に関する規程の一部改正 1 ○選挙運動等に関する規程の一部改正 ○最高裁判所裁判官国民審査細則の一部改正 2 公職選挙事務処理規程の一部改正

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県選挙管理委員会告示第64号

ポスター掲示場の設置等に関する規程の一部改正について

ポスター掲示場の設置等に関する規程(平成8年富山県選挙管理委員会告示第70 号)の一部を次のように改正する。

平成29年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭

第4条第2項中「同項第4号の2のポスター」を「同項第4号の3の個人演説会 告知用ポスター」に改める。

附則

この告示は、公表の目から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第65号

選挙運動等に関する規程の一部改正について

選挙運動等に関する規程(平成8年富山県選挙管理委員会告示第72号)の一部を 次のように改正する。

平成29年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第25条中「令第92条(公職の候補者等に関する通知)第1項、第6項、第8項又は第9項」を「令第92条(公職の候補者等に関する通知)第1項、第7項、第9項又は第10項」に改める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第66号

最高裁判所裁判官国民審査細則の一部改正について

最高裁判所裁判官国民審査細則(平成10年富山県選挙管理委員会告示第34号)の 一部を次のように改正する。

平成29年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第1条中「別記第20号様式」を「別記第1号様式」に改める。

第5条第1項中「別記第28号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中 「別記第23号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とする。

第2条中「別記様式第23号」を「別記第4号様式」に改め、同条を第4条とする。 第1条の次に次の2条を加える。

(裁判官が退官等した場合における掲示)

第2条 最高裁判所国民審査法(昭和22年法律第 136号。以下「法」という。)第 14条の2第3項の規定による掲示は、別記様式第2号によりするものとする。

(裁判官の氏名に変更が生じた場合における掲示)

第3条 法第14条の2第4項の規定において準用する同条第3項の規定による掲示 は、別記様式第3号によりするものとする。 別記第20号様式を次のように改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第1号様式(第1条関係)

投票点検の結果報告

年 て報告します	月。	ı	日執行の最高裁	浏所裁判官	官国民審查	Eの投票点検(の結果を、	次のと:	おり開票録	の写しを着	合え
年		月	日								т
						BB and Altra and state		rr.	b	r'n	

最高裁判所裁判官国民審查富山県審查分会長 殿

記

1	選挙人名簿に記載された者の総数							
2	投票の総数			票				
	++1.10 mm = 6.60	A #4- / A \ ===	全部有効のもの		票			
3	有効投票の総	総数(A) 票	一部有効のもの		票			
	罷免を可と	裁判官の氏名	罷免を可とする投 票の数	罷免を可としない 投票の数	罷免を可としない 投票の数	11		
l	する投票の					(A)		
l	数、罷免を 可としない					(A)		
4	投票の数及					(A)		
l	び記載を無 効とされた					(A)		
l	ものの数					(A)		
l		合 計	(W+Y)	(X+Z)	(D)	(A)		
-			, ,		(-)	*		
5	無効の投票	人の場合 ×の記号を自ら をの氏名が印刷された者が 下定の用紙を用いないもの が定の用紙を用いないもの 総数	は、	所定の用紙を用いないもの審査に付される裁判官の氏語で付される裁判官の氏語を記載したものほか、他事を記載したものほか、他事を記載したものはか、他事を記載したものはか、他事を記載した	場合、その者の氏名を自ないたもの) すべてについて記載を無すべてについて記載を無すべてについて記載を無されたもの)	官し載のとされ 裁判すべれ 何しもがれた をの二にも		
	上立の机平	投 票	総数	有 効 投	票	無効投票		
6	点字の投票							

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

別記様式第2号(第2条関係)

備 考 掲 示 は、 審査 人 . の 見や す V 適 切 な大きさの ŧ のとし、 審 査 人が他 \mathcal{O} 掲 示

欄 らん に され 最高裁判所裁判官国民審査 項) れた〇〇〇〇 亚 は 注点 成 何な に も書かないでください。 規定する場合に は、 年 判官国民審査におい 最高裁判所裁判官国民審査さいこうさいばんしょさいばんかんこくみんしんさ 該当 月 市 (町村) し、 目 審しんさ 選挙管理委員会 て、 量に付され、 投票用紙と 審查法第五条第三項 票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷いようようし しんき ふ こいばんかん しゅい いんきつ ないこととなったため、 (第五条第 ○ ふ ○ り ○ が ○ な と間違うことのな 五. 項 の 上 st 第 の 五. 条 X を \mathcal{O} 11 書か 一第 ように

別記様式第3号(第3条関係)

行うこと。

備考 掲 示 は、 審 查 人 \mathcal{O} 見 É す V 適切な大きさ のも の とし、 審 查 人 が 他 の 掲 示と間違うことの ないように

れています。 最高裁判所裁判官国民審査にさいこうさいばんしょさいばんかんこくみんしんさ 平成 注り 日その氏名に変更が生じました。 意い 年 市 月 町 村 日 おいて、 選挙管理委員会 投票用紙には、 審査に付され る裁判官〇〇〇 変更前の氏名である※※※※として印刷いたこうまえ、しめい () な は、 年 月 さ

別記第23号様式を別記第4号様式とし、別記第28号様式を別記第5号様式とする。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第67号

公職選挙事務処理規程の一部改正について

公職選挙事務処理規程(平成12年富山県選挙管理委員会告示第25号)の一部を次 のように改正する。

平成29年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第1条 公職選挙事務処理規程(平成12年富山県選挙管理委員会告示第25号)の一 部を次のように改正する。

第4条中「第27条(表示及び訂正等)第1項及び」を「第27条(表示及び訂正等) 第1項及び第2項並びに」に改める。

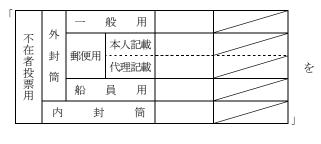
第7条第1項第1号中「法第30条の8 (在外選挙人名簿の登録に関する異議の申 出) 第1項」を「法第30条の8(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)第2 項」に改める。

様式第17号中

ı	仮	投	票月	目封	筒				J
を									
Γ	仮	投	票月	目封	筒				
	内		封		筒				J

に改める。

様式第18号中



不	外	1	般 用	
在者	封	郵便用	本人記載	
在者投票用	判	郵便用	代理記載	
用	筒	船	員 用	
F	勺	封	筒	

に改める。

第2条 公職選挙事務処理規程の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「法第30条の8 (在外選挙人名簿の登録に関する異議の 申出) 第2項 を「法第30条の8 (在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出) 第2項 に改める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公職選挙法 及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成28年法律第94号)附 則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。